議案第1号

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する よう市長に申し入れることについて

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成31年1月30日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和47年茂原市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条)

茂原市公民館使用料

単位:円

	区分	午前8時30分から午後5	午後5時から午後9時ま
		時まで1時間につき	で1時間につき
中央公民館	大会議室	550	660
	小会議室	270	330
	研修室	270	330
	調理室	660	790
	講座室	440	520

	ギャラリー	440	_
	冷暖房料		使用料の3割の額
本納公民館	多目的ホール	840	1,020
	会議室	330	390
	研修室	270	330
	調理室	660	790
	音楽室・プレイ	610	730
	ルーム		
	冷暖房料		使用料の3割の額
鶴枝公民館	大会議室	550	660
	小会議室	330	390
	研修室	160	190
	料理実習室	660	790
	講座室	270	330
	冷暖房料		使用料の3割の額

備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の茂原市公民館の使用に係 る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されること に伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするもの です。